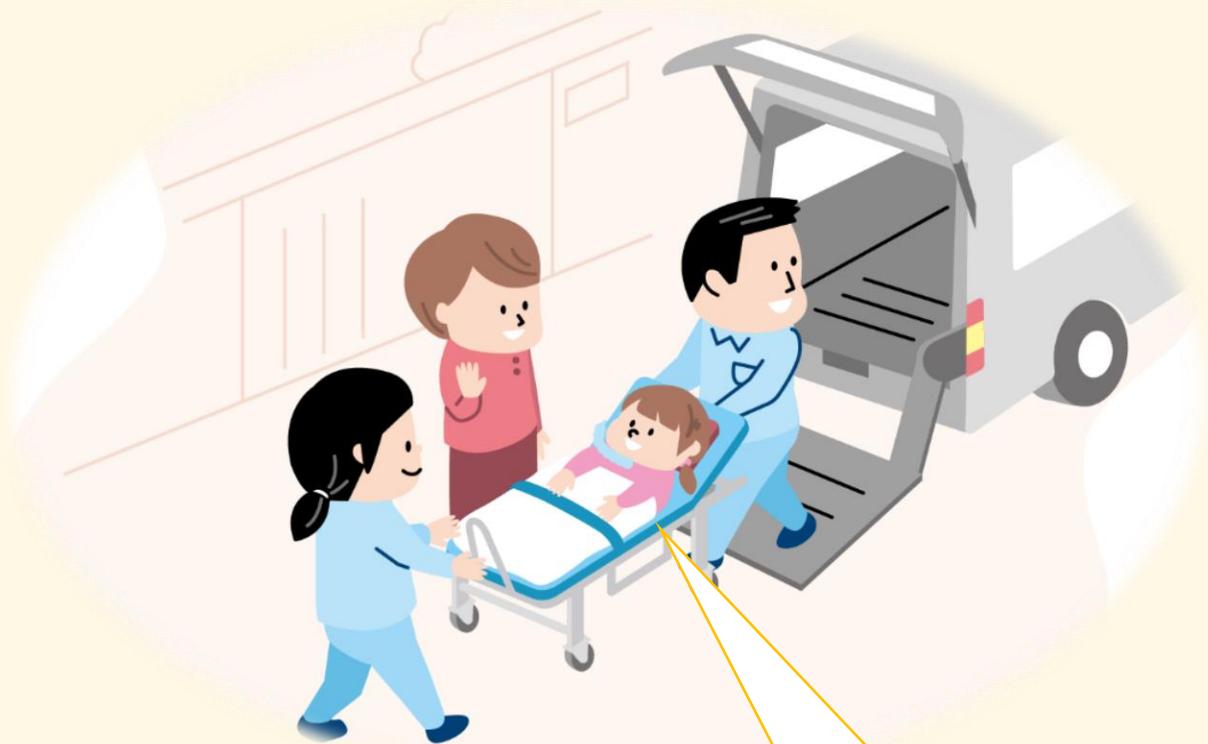


# 医療的ケア児の通学に係る 保護者支援モデル事業 (通学支援)

ガイドブック 令和7年度版(保護者向け)



いってきま〜す!

「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業(通学支援)」は、  
医療的ケアを必要とするためスクールバスに乗車して通学することが困難な児童生徒を対象とし、通学に係る保護者の負担軽減を図るための制度です。

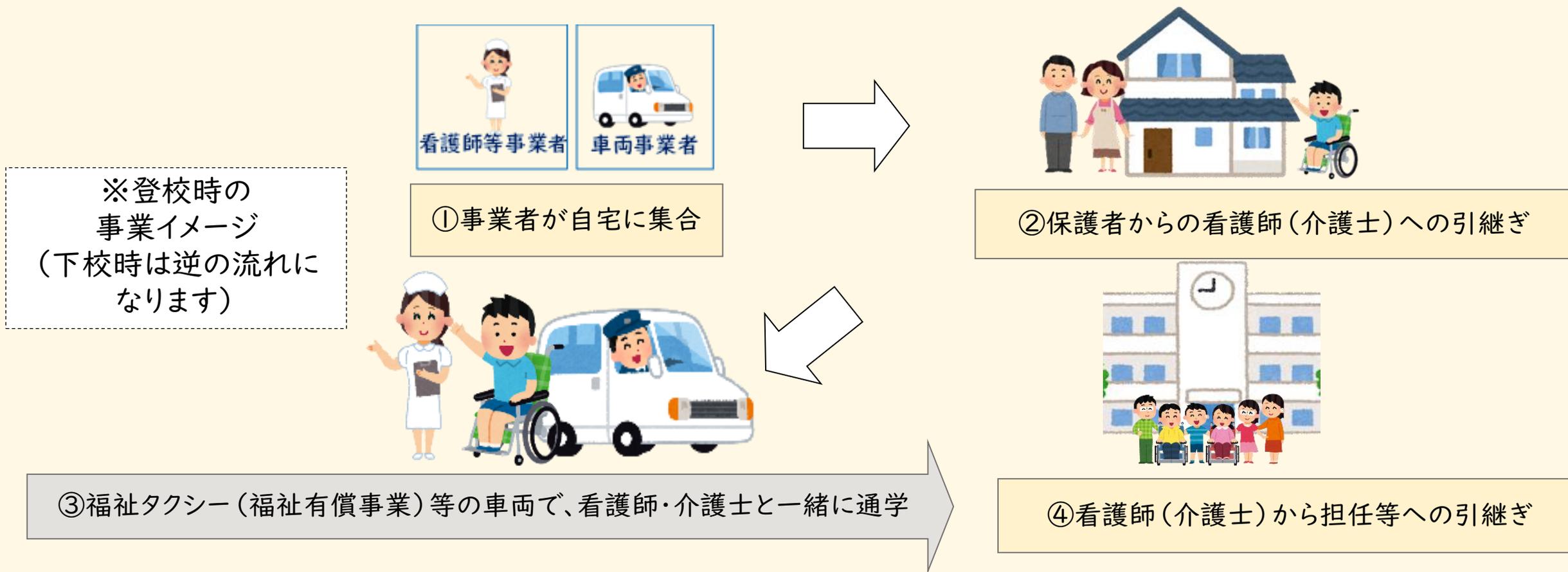
千葉県教育庁教育振興部 特別支援教育課

# 医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業 ガイドブック (通学支援)

- 1 「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業」とは、  
どんな制度?..... | 1
- 2 利用開始までの流れ..... 8
- 3 実際の利用について..... | 2
- 4 Q&A..... | 4

# 「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業」とは、どんな制度？

福祉タクシー等の車両に、訪問看護事業所等の看護師（介護士）が同乗して、児童生徒を学校へ送迎します。保護者が、車両及び看護師等の事業所を見つけ、千葉県教育委員会が各事業所と契約します。



# (1) 令和7年度のモデル校

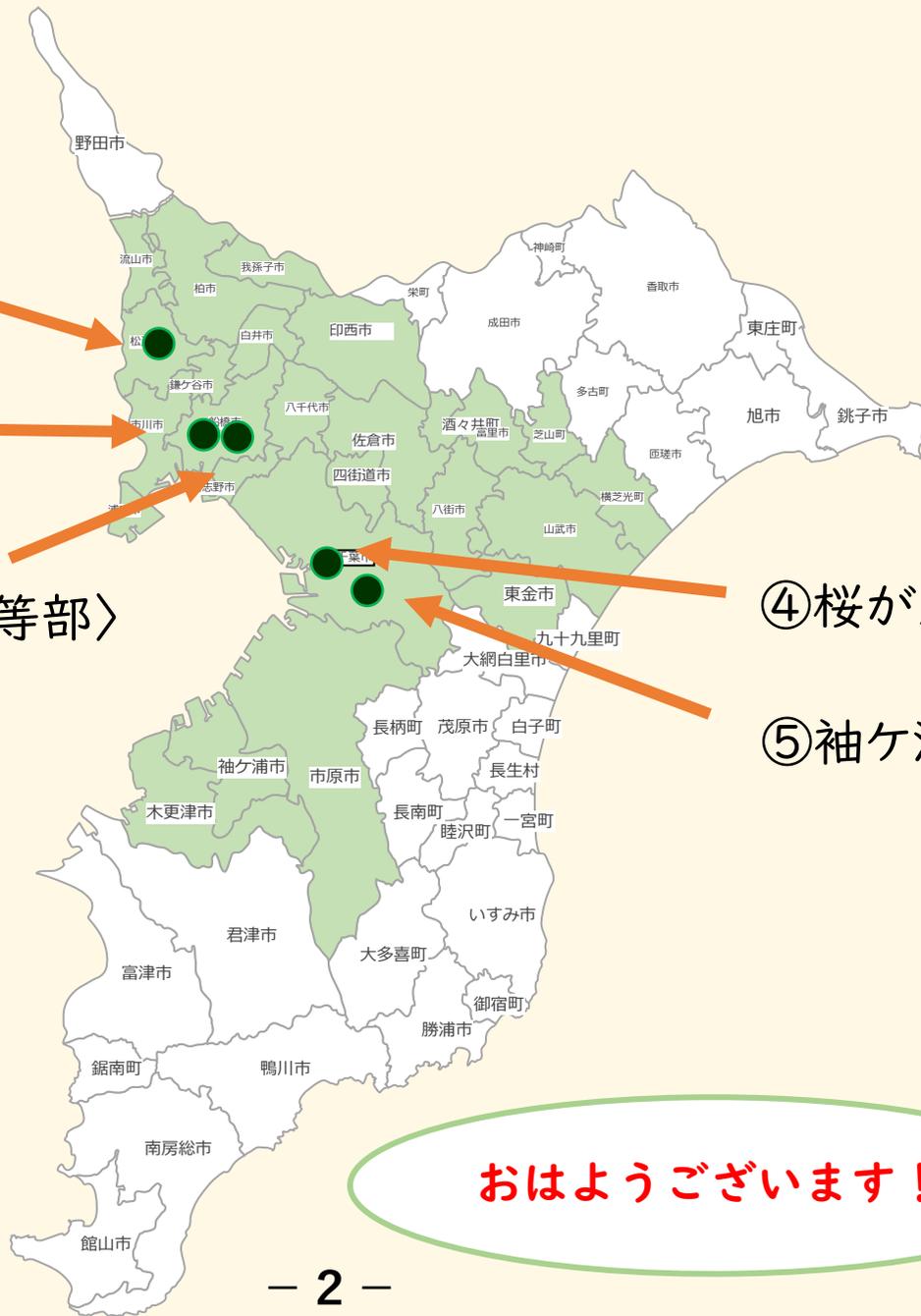
①松戸特別支援学校(松戸市)

②船橋特別支援学校〈小学部〉  
(船橋市)

③船橋夏見特別支援学校〈中・高等部〉  
(船橋市)

④桜が丘特別支援学校(千葉市)

⑤袖ヶ浦特別支援学校(千葉市)



各特別支援学校には学区内  
(地図の緑色の部分)から  
通学しています。

おはようございます!



## (2) 乗車対象者

- ① 千葉県立特別支援学校の通学籍に在籍している児童生徒（R7はモデル校5校）  
（ただし、新入生は入学後、医療的ケアが校内職員で実施できるようになってから）
- ② 登下校中に(3)に記載する医療的ケアが必要となる等の理由により、スクールバスによる通学が困難で、保護者が送迎を行う児童生徒
- ③ 継続的に登校できており、学校生活において日常的に安全な医療的ケアの実施ができていた児童生徒
- ④ 実施検討時、試乗段階、実施段階において課題が確認された場合は中止することに保護者が同意している児童生徒
- ⑤ 試乗時及び緊急時に保護者が協力や対応を了承している児童生徒

### (3) 実施する医療的ケア

下記1～3に係る、主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケアを実施します。

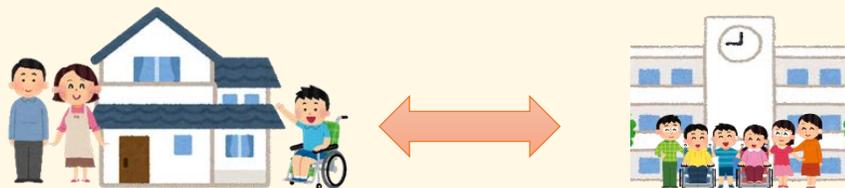
1：口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内の喀痰吸引

2：酸素療法や人工呼吸器の管理等

3：1・2と同等の医療的ケア



### (4) 利用できる区間



自宅 と 学校間 の登校・下校（片道）

※学校から自宅以外への送迎（放課後等デイサービス等）は本事業の対象外です。

## (5) 利用出来る回数

1人当たり 年間40回程度（1週間に1回程度を目安に）

※各校の希望者数、事業の執行状況等により、実施回数はこの限りではありません。

## (6) 令和7年度のスケジュール（モデル事業）

5月 対象者への利用希望調査

5月～随時 手続き期間（事業所への相談・指示書の準備・契約事務・試走と打合せ等）

5月～3月 通学支援の実施（年間40回程度）

## (7) 利用できる事業者



看護師等事業者

すでに関わりのある看護師・介護士の方に協力をお願いします。

### ①看護師

対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師が所属している事業所（訪問看護ステーション事業者、放課後等デイサービス事業者）

### ②介護士

県知事から「認定特定行為業務従事者」として登録を受けた事業者



車両事業者

### ①福祉タクシー、介護タクシー、タクシー

道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業（一般乗用自動車運送事業等）を実施している事業者

### ②福祉有償運送事業者 車両

同法に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

## ◎想定される利用方法

①	訪問看護ステーション事業所 看護師	・ 福祉タクシー（介護タクシー）事業所
②	訪問看護ステーション事業所 看護師	・ （訪問看護ステーション事業所）福祉有償運送事業 車両
③	放課後等デイサービス事業所 看護師	・ （放課後等デイサービス事業所）福祉有償運送事業 車両
④	放課後等デイサービス事業所 介護士 （認定特定行為業務従事者）	・ （放課後等デイサービス事業所）福祉有償運送事業 車両

放課後等デイサービスの看護師（介護士）に御協力いただく場合、福祉有償運送事業を実施していなければ、車両を利用できません。



## 2 利用開始までの流れ

### ①利用希望調査の回答[様式1]

※学校が乗車対象者に該当するか確認→保護者に回答

### ②学校から関係書類を受け取る

### ③各事業者に協力を依頼



看護師等事業者

- 看護師等の確保  
訪問看護ステーション看護師  
または放課後等デイサービス看護師  
または放課後等デイサービス介護士  
(喀痰吸引等事業者登録)
- リーフレット(看護師)[別紙6-2]



車両事業者

- 車両の確保  
福祉・介護タクシー  
または一般タクシー  
または(訪看・放デイ)福祉有償運送事業車両
- リーフレット(車両)[別紙6-3]

### ④各事業者に関係書類の記入を依頼する

#### 看護師等 関係書類

- リーフレット(事業者)
- 仕様書(看護師等)[参考4-1]
- 同意書(看護師等)[様式2-1]※記入を依頼
- 見積書(看護師等)[様式3-1]※記入を依頼

#### 車両 関係書類

- リーフレット(事業者)
- 仕様書(車両)[参考4-2]
- 同意書(車両)[様式2-2]※記入を依頼
- 見積書(車両)[様式3-2]※記入を依頼

## ⑤主治医に指示書の作成を依頼する

- 指示書（通学支援の具体的内容や配慮事項）[様式4]に記入していただく。  
※指示書の作成依頼[参考1]も一緒に持参する。

## ⑥保護者作成書類を記入する

- 利用申請書[様式5]
- 委任状[就学奨励費様式1]
- タクシー等理由届[就学奨励費関係様式2]

## ⑦学校へ必要書類を提出する

### 〈保護者〉

- 利用申請書[様式5]
- 委任状[就学奨励費様式1]
- タクシー等理由届[就学奨励費様式2]

### 〈主治医〉

- 指示書（通学支援の具体的内容や配慮事項）[様式4]

### 〈看護師等〉

- 同意書（看護師等）[様式2-1]
- 見積書（看護師等）[様式3-1]

### 〈車両〉

- 同意書（車両）[様式2-2]
- 見積書（車両）[様式3-2]

## ⑧千葉県教育委員会が審査

□利用許可書[様式6]  
学校を通じて保護者に送付

## ⑨各事業者と県教育委員会が契約

各契約は、事業者と県教育委員会の2者で行う。

作成 (1)県教委→(2)学校→(3)各事業者(◎内容を確認し受託者に記名押印)→(4)県教委  
作成後(1)県教委1部→(2)各事業者1部

## ⑩試走・打合せ実施

※例 (1)学校で打合せ(学校・保護者・各事業者)  
(2)学校から自宅まで試走[経路・停車場所の確認](本人・保護者・看護師乗車)  
(3)自宅で再確認(保護者・看護師)

## ⑪通学支援の実施

※各事業者の予約が取れ、利用する日程が決まりましたら、学校に連絡してください。  
□実施計画書(保護者記入欄のみ記入)利用する前月末までに学校へ提出



◎その他、手続きに関すること

本制度は、就学奨励費の制度を活用して実施します。本事業を利用する場合は、就学奨励費の申請を必ず行ってください。

就学奨励費は本来保護者に支払われますが、まず保護者が学校長に委任、学校長が県教育委員会に委任する形をとり、県教育委員会が直接事業者を支払いを行います。

◎看護師等及び車両の事業者が見つからない場合は、県教育委員会に御相談ください。

**問い合わせは千葉県教育庁特別支援教育課 043-223-4230まで**

### 3 実際の利用について

#### ①登校前の準備

済ませておくこと ※お子さんの医療的ケアや健康観察、引継ぎシートの作成を済ませておいてください。

- 車両乗車前の医療的ケア
- 全身状態の確認
- 必要な持ち物の確認
- 車いすへの移譲
- バイタルチェック
- 医療機器の確認
- 引継ぎシート<日報>準備(記入は医ケア連絡帳でも可)
- その他必要な事項

#### ②各事業者が自宅へ集合



看護師等事業者



車両事業者

(出発10分前に集合)

※タクシーへの乗り込みがすぐできる状態で待機します。

#### ③保護者から看護師等への引継ぎ

確認事項 ※健康状態の確認の結果、安全に送迎できないと判断するときは送迎を中止としてください。

- 車両乗車前の医療的ケア実施状況の確認
- 全身状態の確認
- 必要な持ち物の確認
- その他必要な事項
- バイタルチェック
- 医療機器の確認
- 引継ぎシート<日報>への記入

## ④ 自宅から学校へ移動開始

車内で医療的ケアをする場合

保護者は出発後も連絡が取れるようにしておいてください。

- 車両を安全な場所に停車させ、安全を確認してから実施
- 主治医の指示書に従って実施
- 医療的ケア実施後、児童生徒の状態が安定したことを確認し、引継ぎシート〈日報〉に記録

## ⑤ 学校に到着後、担任等に引継ぎ



看護師等は引継ぎシート〈日報〉を記載し、担任等と一緒に、お子さんの状態やバイタル数値が安定しているかなど、引継ぎを行います。対面と書面両方で実施します。

引継ぎシート〈日報〉は、保護者と事業者にコピーを渡し、原本を学校で保管します。



運行伝票を学校に渡します。



## 4 医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業（通学支援） Q&A

通学支援全般について

Q1 通学中の車内ではどのような医療的ケアが実施されますか。

A1 通学中に必要な医療的ケア（喀痰吸引、酸素療法等）で、対象となる医療的ケアの範囲は、学校で実施している医療的ケアと同等です。

Q2 看護師等の事業者を探す際にはどのようなことを伝える必要がありますか。

A2 千葉県教育委員会が実施している事業であること、希望する曜日や日にち、時間（登校か下校か等）、医療的ケアの内容を伝えてください。

千葉県教育委員会が配布しているリーフレットを渡して説明してください。

千葉県教育委員会のHPに「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業（通学支援）」を掲載していますので、事業者へ御紹介ください。

Q3 看護師等の事業者は誰が探すことになりますか。

A3 保護者に探していただきます。現在利用している訪問看護等事業者（訪問看護ステーション、放課後等デイサービス事業所等）へ御相談ください。

Q4 訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業者が見つかりませんが、どのように探したらよいですか。

A4 「ちば福祉ナビ」「WAMNET」等のサイトで検索ができます。または、お住いの市町村の障害福祉課や地域の基幹相談支援センターにお問い合わせください。

千葉県教育委員会のHPに「協力事業者一覧」を掲載しています。

	<p>Q5 福祉タクシーや介護タクシーではなく、一般タクシーを利用することは可能ですか。</p> <p>A5 可能です。ただし、乗車中の姿勢保持については、十分確認してください。</p>	
手続きについて	<p>Q6 主治医に指示書を書いてもらう時は、どのようにすればよいですか。</p> <p>A6 「参考1」の指示書作成の依頼文を学校から受け取り、[様式4]指示書(通学支援の具体的内容の配慮事項)と一緒に主治医へお渡しください。 訪問看護等事業所には学校で使用している指示書の写しと一緒にお渡しください。</p> <p>Q7 試走及び打合せは必須ですか。またどのように設定すればよいですか。費用はどうなりますか。</p> <p>A7 試走及び打合せは、必ず行ってください。費用は通学支援一回分としてお支払いします。 学校に集合し、関係者で打合せを実施し、福祉タクシー等に乗車して経路を確認する流れで実施すると、スムーズに実施できると思います。</p> <p>Q8 試走及び打合せでは、どのようなことを確認する必要がありますか。</p> <p>A8 確認すべき主な内容は次のとおりです。 ①主治医の指示の内容等 ②学校における医療的ケアの内容等 ③登下校時の自宅等及び学校における車両の乗降場所、協力者、使用準備物品等 ④緊急時等の具体的な措置内容(「参考7」緊急時の対応) ⑤役割分担及び連携体制等 ⑥経路上での医療的ケアを行うための停車位置 ⑦利用日(決まっている日程)</p>	
	<p>Q9 通学支援を利用して学校に到着した後に、学校から保護者に迎えを依頼されることはありますか。</p> <p>A9 学校に到着後、体調不良等により、保護者の迎えを依頼する場合があります。</p>	
	利用について	

Q10 通学支援中、医療的ケア物品等の忘れ物があると分かった場合は、どのように対応したらよいですか。

A10 忘れ物があると分かった時点で、看護師等と保護者間で、速やかに連絡を取りあってください。

① 看護師等

保護者へ連絡をして、その後の対応を確認してください。

② 保護者

看護師等へ連絡をして、その後の対応を確認してください。

忘れた物品は、速やかに学校へ届けてください。学校到着後に忘れ物が分かった場合についても、保護者が学校に届けてください。

Q11 通学支援中、車内で児童生徒の体調が悪化した場合、誰が関係者に連絡することになりますか。

A11 体調の悪化が見られた場合には、看護師等と福祉タクシー等運転手が連携して対応します。

① 看護師等

緊急の対応が必要と判断される場合は保護者へ連絡してください。必要な場合は救急車の要請をお願いします。

② 福祉タクシー等運転手

移動中の車内で生徒等の体調悪化等、緊急を要する事態が発生した場合は、車を停車させ、速やかに学校に連絡してください。必要な場合は、119番通報をして救急車の要請をお願いします。

Q12 登(下)校中に生徒等の体調が悪化した場合、そのままタクシーで病院に連れて行くことはできますか。

A12 タクシーは決められた経路を通ることになるため、病院へ連れていくことはできません。登(下)校中に児童生徒の体調が悪化した場合、タクシーが停止している場所まで保護者に迎えを依頼する、もしくは看護師等が救急搬送を要請します。

Q13 通学中車内における、医療的ケアの実施や緊急時の対応の手順はどうしたらよいですか。

A13 学校で実施している医療的ケアの内容と同じであれば、学校が作成している医療的ケアのマニュアルや緊急時の対応マニュアルを参考にしてください。

Q14 通学支援利用当日、登校や下校の可、不可の判断は誰がしますか。

A14 訪問看護等事業者の看護師や介護士が行います。

Q15 費用について、保護者負担はありますか。

A15 基本的には、保護者負担はありませんが、以下の場合には保護者に費用負担をお願いします。

- ・指示書の作成にあたり費用が発生した場合
- ・福祉タクシー等でキャンセル料が発生した場合
- ・福祉タクシー等の介助費が発生した場合

Q16 「通学支援実施計画書」を学校に提出した後、利用日を変更することは可能ですか。

A16 可能です。学校に連絡し、計画書の変更を依頼してください。各事業所への連絡も必ず行ってください。

Q17 訪問看護等事業者との契約において、支払われる経費について教えてください。

A17 登校は ①出発地(事業所等)から児童生徒宅等までの交通費②通学支援中の看護師等の人件費(医療保険対象外としての訪問看護費用)③学校から訪問看護等事業所等までの交通費が対象となります。下校においても同様です。ただし、通学前後に、自宅等で訪問看護ステーションの業務として自宅に赴く場合の交通費等は対象外となります。

Q18 福祉タクシー等事業者に支払われる経費について教えてください。

A18 乗車ごとの支払いではなく、月ごとの支払いとなります。料金は1回の配車ごとに単価を決める方法と、メーター(時間・距離)にて料金を決める方法があります。利用する福祉タクシー等事業者の料金制度を適用することになります。料金の内容は、運賃のみが本制度の対象です。介助料など運賃以外の料金分は対象外です。

Q19 看護師が、自宅等または訪問看護等事業所までの移動でタクシーを使う場合、その費用を計上してよいでしょうか。

A19 タクシーを使わないと登校時自宅等への指定時刻に間に合わないなど、業務実施の上でタクシー利用が必要な場合は、その費用を計上しても差し支えありません。ただし、1km以内におけるタクシー移動は、認めないこととします。

Q20 看護師等の移動に要する経費は、高額でもすべて負担してもらえるのでしょうか。

A20 合理的に算出された移動に要する経費は県が負担しますが、経費が著しく高額の場合、金額の算出に関して確認することがあります。

Q21 看護師等が児童生徒の自宅等への移動の際、児童生徒が通学で利用するタクシー事業者等を利用することとなるのでしょうか。

A21 タクシー事業者等はあくまで児童生徒の通学支援のための契約となるため、看護師の移動手段の指定はありません。(通学支援後、引き続きそのタクシー事業者等を利用できる場合に利用することは差し支えありません。)

Q22 キャンセルする場合は、どのように対応すればよいですか。

A22 キャンセルすることが決定した時点で、速やかに保護者から各事業者に連絡してください。

Q23 キャンセルした場合、キャンセル料は誰が負担するのですか。

A23 看護師等のキャンセル料は県で負担することができますが、福祉タクシー等でキャンセル料が発生した場合は、保護者負担となります。

Q24 キャンセルした場合、利用回数に含まれますか。

A24 キャンセル料が発生した場合、利用回数に含みます。

Q25 保護者から「利用希望調査」で「希望あり」と提出された後、学校ではどのような対応をすればよいですか。

A25 学校ではガイドラインに示した「乗車対象者」に該当するかを確認し、該当する場合は関係書類を保護者に渡して手続きを進めてください。該当するかについては「医療的ケア検討委員会」等の場で、関係者で確認をしてください。

